

往診等協力金のQ & A

Q 1

登録すると必ず県から往診・訪問看護の依頼があるのか

A 1

依頼に当たっては、患者の病状や医療・看護ニーズの内容、患者・施設の居住地等を考慮することになるため、必ずしも要請があるとは限りません。

Q 2

県や保健所からの依頼はどのようにして行われるのか

A 2

県や保健所は、感染により施設で療養している方に対し、往診による医療や看護の提供が必要と認めた場合に、電話により往診や訪問看護の依頼を行います。

Q 3

施設の嘱託医が、県や保健所からの依頼なく、その施設患者の往診を行った場合も対象か

A 3

施設の嘱託医や協力医療機関が往診を行う場合には、保健所等が施設内療養を決めていることから、県や保健所からの要請があったものとみなします。よって協力金の支給対象となります。この場合、施設から保健所に対し、施設内での感染者発生および往診等を依頼したことをご連絡くださるようお願いします。

Q 4

かかりつけの患者や、嘱託医・協力医療機関として関係する施設のみの診療であれば対応できるが、その場合でも協力金の対象となるか

A 4

コロナ患者への往診医療体制の強化を目的としているため、嘱託医としての関係性がある施設であるかどうかに関わらず、県や保健所等による要請により、往診や訪問看護を行っていただく場合は協力金の対象となります。

Q 5

登録申出書に記載していない診療区分の対応をした場合も協力金対象となるか

A 5

県や保健所からの依頼に基づき往診や訪問看護を行っていただいた場合には、登録いただいた内容に関わらず、往診等の行為に対して協力金の対象となります。

Q 6

協力金は医療機関、訪問看護事業所に交付されるが、その用途は、往診等に従事した医師

本人または訪問看護師本人への人件費に限定されるのか。

A 6

事業所に対する協力金としているため、医療機関や訪問看護事業所における使途について限定するものではありません。

Q 7

施設に出向くのではなく、オンライン診療や訪問看護指示書の交付のみの場合は対象になるのか。

A 7

往診や訪問看護の体制強化を目的としているため、対象となりません。

Q 8

施設に勤務する医師または看護師は対象外とあるが、例えば高齢者施設と同一法人内の訪問看護事業所が当該施設に訪問看護を行う場合は対象となるのか

A 8

別の事業所として指定を受けている場合には対象となります。